

「21世紀COEプログラム」(平成15年度採択)中間評価結果

機関名	神戸大学	拠点番号	I15
申請分野	社会科学		
拠点プログラム名称 (英訳名)	「市場化社会の法動態学」研究教育拠点 —規範生成・規整・紛争管理の多元性をめぐる理論構築と臨床応用— Research Center for Dynamic Legal Processes of Advanced Market Societies		
研究分野及びキーワード	〈研究分野:法学〉(民法)(経済法)(国際取引法)(法社会学)(紛争処理法制)		
専攻等名	法学研究科(理論法学専攻、実務法律専攻、政治学専攻(旧名称:経済関係法専攻、政治社会科学専攻、公共関係法専攻 H.16.4.1変更))、経済学研究科(総合経済政策専攻)、経営学研究科(マネジメント・システム専攻、市場科学専攻)、文化学研究科(社会文化専攻)		
事業推進担当者	(拠点リーダー名) 檜村 志郎 教授 他 19名		

◇拠点形成の目的、必要性・重要性等：大学からの報告書(平成17年4月現在)を抜粋

<p><本拠点がカバーする学問分野について> (1)民法、商法、国際取引法。(2)経済法、国際経済法、行政法。(3)民事訴訟法、国際紛争処理法、裁判外紛争処理制度。(4)法社会学、国際関係論、社会学、社会心理学、経済学。</p>
<p><本拠点の目的> 近時急速に進展する世界規模での社会の市場化に伴い、市場の法秩序は大きく変容している。この変容は、規範の生成、規整(レギュレーション)、紛争の管理の3局面において顕著である。本拠点形成の目的は、このような法秩序の動態についての世界的な研究教育拠点を構築することにある。</p>
<p><計画：当初目的に対する進捗状況等> 国内外の研究者が参加する国際シンポジウム(2回)、その他の研究会合(79回。平成16年12月まで)、英文・和文によるディスカッション・ペーパーの公表、ホームページ等による研究活動広報を通じ、世界的なネットワークのなかでの研究教育拠点構築事業を展開した。公募COE研究員の採用(4名)、大学院生に対する自発的研究活動支援(のべ12名)、大学院学生向けの教育活動を通じ、次世代研究者の養成を進めた。当初に計画した事業は、概ね達成できた。</p>
<p><本拠点の特色> 本拠点は、変容する市場の秩序に対応する動態的な法学(「法動態学」)を新たに構築しようとする点において、世界的にユニークな試みである。本拠点の構想する「法動態学」は、次の特色をもつ。(1)規範の生成、規整、紛争の管理の各局面で、「交渉と合意」、および、「私的ルール形成」が重要な役割を果たしていることに着目し、これらを有機的・連動的に研究し、その総合的解明を図り、理論構築を行なうこと。(2)研究成果を、教育プログラムの開発を中心とした臨床応用を行なうこと。(3)法学・行動科学・経済学が密接に連携し、領域横断的に研究事業を行なうこと。</p>
<p><本拠点のCOEとしての重要性・発展性> (1)重要性 我が国は、非西欧的な伝統に立ちつつ、市場化社会を高度に発達させてきた。そのため、我が国の市場の法秩序を考察することは、世界的規模で拡大する市場化社会における法秩序を研究する上で、他に類のない貴重な知見を提供するものである。(2)発展性 本拠点は、地域固有の性格と、普遍的性格とを兼ね備える市場の法秩序のあり方をテーマとする世界各地の研究を支援し、情報交流の拠点となる。国内外の研究者の国際的研究交流の場を提供し、国籍を問わず、次世代の優れた研究者を養成する。</p>
<p><本プログラム終了後に期待される研究・教育の成果> (1)研究面の成果 市場における規範の生成、市場の規整方法、および紛争管理という3つの局面における法秩序の変容が、実証的に明らかにされる。具体的な研究成果は、ディスカッション・ペーパー、本拠点の活動にかかわる学問分野の学術雑誌、本拠点が編集する論文集により発表される。(2)教育面の成果 世界レベルの研究能力を備えるPh.Dを恒常的に輩出するための教育体制が整備される。本研究科法科大学院において、「仲裁」、「調停」、「法的交渉」の授業科目が実施され、他の法科大学院に対して、その教育プログラムを公開・提案する。</p>
<p><本拠点における学術的・社会的意義等> (1)学術的意義 市場化社会における法秩序の変容をめぐる諸問題につき、世界に先駆けて、理論と実践の両面において、関心を喚起し、世界各地の同様の研究に対し、学術的なインパクトを与える。(2)社会的意義 「交渉・合意」、および、「私的ルール形成」の構造を総合的に解明し、それらの支援を行なうことができる学術的研究者、法律家その他の専門的実務を担う者(仲裁人等)を組織的に、育成し、輩出する基盤を整備し、自律的な個人からなる社会の確立を促す。</p>

◇21世紀COEプログラム委員会における評価

<p>(総括評価) 当初目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要と判断される。</p>
<p>(コメント) 当初計画に沿って、多方面にわたる多様な活動を着実に進めている。文系の各学問分野にわたる学際的アプローチを志向している点を評価できる。 もともと、「法動態学」を構築するプロセスの全体像は、十分には見えてきていない。7つの研究班の関係もはっきりしない。公的秩序形成と私的秩序形成の相互関連、あるいは具体的偶発的事件との相互関連による法の動態的進化の解明に向けて、有機的な連携を強化する必要があるのではないか。ダイナミックに変動している現実の市場社会に十分な目配りをしていただきたい。 ソフト・ローの位置づけなども含めて、垂直的・設計的な規範的秩序形成と、水平的・自生的な私的秩序形成との統一理論を構築していくことが望まれる。計画的秩序と自生的秩序との関連は、法秩序や経済秩序はもとより、現代社会のあらゆる分野の共通テーマであり、法動態学もそのようなより広い視点を考慮して欲しい。また、公権力による垂直的秩序形成の基盤的重要性を再認識するのであればなおさらのこと、法動態学を構築する上で、立法過程の研究を範囲外としたままでよいのであろうか。行政学や政治学との関連を追究することも、法動態学にとっては実りのある作業となり得るのではないかと思われる。 博士課程の環境整備は進んでいるようである。大学院教育におけるカリキュラムの開発・改善に一層力を尽くされるよう期待したい。</p>